

資料 17 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する基本協定

(協定の主旨)

第1条 長野県（以下「甲」という。）と社団法人長野県電設業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における、甲の管理する施設の電気設備、電気器具または配線（以下「甲の電気設備」という。）の機能確保及び復旧を図るため、基本的な事項について定めるものとする。

(応急対策業務の内容)

第2条 甲が乙に要請する応急対策業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生が予想される場合の電気設備の点検及び要員の配置
- (2) 災害発生時における電気設備の損壊箇所等の被害状況把握及び報告
- (3) 災害発生時における電気設備の応急措置・応急復旧工事
- (4) その他特に要請のあった事項

(協力要請)

第3条 甲は、前条の要請を行なうときは、業務の内容を明示して、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を送付するものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、すみやかに協力するものとする。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定により業務を実施したときは、甲に対し、すみやかに次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 実施した業務の内容、人員及び期間
- (2) 使用した機械及び稼働期間
- (3) 消費した資材、燃料
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

費用請求及び支払い方法は、別途協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第7条 業務に従事した作業員が、当該業務の実施により負傷又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行なうものとする。

(損害補償)

第8条 業務の実施により第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行なうものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、業務をすみやかに施行するため、業務に携わる者、災害時の連絡網、装備品等を甲に報告しなければならない。

2 本協定に基づき、甲の附則2に示す者と、乙及び乙の各支部長は必要に応じて細目協定を締結するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲または乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新される

ものとする。

(雑則)

第11条 この協定の定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(附則)

- 1 この協定は平成17年3月1日から適用する。
- 2 第9条2の「附則2に示す者」は、部(局)長、会計管理者、公営企業管理者、教育委員会事務局教育次長及び現地機関の長とする。

この協定書の締結を証するため、文書2通を作成し、甲及び乙は記名のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月1日

甲	長野県知事	田中康夫
乙	社団法人長野県電設業協会長	中越紀雄